

2川健介保第303号

令和2年4月28日

市内総合事業指定介護事業所 管理者 様

川崎市健康福祉局長寿社会部介護保険課長

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る介護予防・生活支援サービス事業の  
取扱いについて（その2）（通知）

日頃から、本市介護保険事業に御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症防止に係る本市介護予防・生活支援サービス事業の取扱い  
については、令和元年4月14日付け2川健介保第243号にてお知らせしておりますが、（そ  
の2）を通知しますので、御確認くださいませようよろしくお願いいたします。

（介護保険課給付係担当）

電 話 0570-040-114

（総合事業専用ナビダイヤル）

F A X 044-200-3926

## 通所型サービス事業所が、訪問サービス及び電話による安否確認における算定について※1

川崎市介護予防・生活支援サービス事業における取扱いについては、新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか事務連絡）（第2報）（第4報）（第6報）（第8報）（第9報）によるもののほか、次のとおりとなります。

### ※1

- ・「通所型サービス事業所」  
川崎市介護予防通所サービス事業所又は介護予防短時間通所サービス事業所
- ・「訪問サービス」  
利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ提供するサービス
- ・「電話による安否確認」  
利用者等の意向を確認した上で提供する電話による安否確認

### 【利用に当たる前提条件】

通所型サービス事業所が「訪問サービス」又は「電話による安否確認」を行うに当たっては、地域包括支援センター等の計画作成者が当該サービスを必要と判断した上で、利用者等の意向を確認する必要があります。

\* 事前に利用者の同意を得た場合は、サービス担当者会議は不要。最終的には文書による同意が必要ですが、サービス提供前に同意を得ていれば、文書はサービス提供後でも可能です。

また、併せて計画を変更し、利用者等の同意を得ることが必要ですが、事前に同意を得ているときは、サービス提供後に行うことが可能です。

\* 利用者等にサービス内容と費用負担について説明し、御理解いただいた上でサービス提供を行う必要があります。

## 1 通所型サービス事業所が「訪問サービス」又は「電話による安否確認」を行った場合

### 【算定】

利用者等の同意を得て、事業所において行う日常生活上の支援又は機能訓練に代え、訪問サービス又は電話による安否確認等を行った場合は、計画に位置付けた報酬請求を行うことは可能です。

※計画に位置付けたサービスが提供できていた場合に算定できていた加算も同様(参考: 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか事務連絡)第2報別紙1)

また、月途中で状況が変化又は本人の都合等で計画に位置付けた回数の訪問サービス等を提供できなかった場合でも、月の途中で計画を変更する必要はありません。ただし、『該当する月にサービス利用実績がなかった場合』は、その月の報酬は算定できません。

なお、事業所側の判断で、例えば訪問サービス、電話による安否確認を行った回数については「送迎・入浴なし」で算定することや、実際に行ったサービスと直接合致しない加算は算定しない等の柔軟な判断も可能とします。ただし、利用者間の公平性を保つよう配慮してください。

※国保連合会との請求区分と利用者への請求区分が異なる運用は不可。

例) 国保連合会には「送迎・入浴あり」で請求を行い、利用者には「送迎・入浴なし」に相当する利用者負担額を請求する運用は不可。

### 【計画】

サービス内容の記載の見直しが必要になりますが、サービス提供後でも可。

事前に利用者の同意を得た場合は、サービス担当者会議は不要。最終的には文書による同意が必要ですが、サービス提供前に同意を得ていれば、文書はサービス提供後でも可。

## 2 通所型サービス事業所が「訪問サービス」又は「電話による安否確認」を行う体制を整えたものの、利用者側が当該サービスは不要としている場合

### 【算定】

地域包括支援センター等の計画作成者と連携した上で、計画に位置付けられている利用者のニーズが、「訪問サービス」又は「電話による安否確認」の利用で満たされる場合は、事業所都合のキャンセルに当たらず、通常どおり、計画に位置付けたとおりの回数を算定することは可能です。

しかし、計画に位置付けられている利用者のニーズが、「訪問サービス」又は「電話による安否確認」で満たされない場合は、利用者都合のキャンセルに当たらないため、計画に位置付けた回数から通所サービスを実施できなかった回数を差し引いて算定します。

### 【計画】

次月以降も同じ状況が続くことが想定される場合は、必要に応じて計画の変更を行います。

## 3 通所型サービス事業所は開所しており、通所によるサービスを実施しているが、利用者側が新型コロナウイルスの感染が心配で、サービスを利用しなかった場合（事業所が月を通じて開所している場合）

### 【算定】

利用者都合のキャンセルになりますので、通常どおり当該月内で1度でもサービスの利用があれば、計画に位置付けたとおりの回数を算定することは可能です。

※事業者側が感染症拡大防止等の観点から、サービス提供を控えた場合については、利用者都合とは言えませんので、計画に位置付けた回数からサービスを実施できなかった回数を差し引いて算定します。

### 【計画】

次月以降も同じ状況が続くことが想定される場合は、必要に応じて計画の変更を行います。